

加東市の優遇制度

種 類	奨励金制度	水道料金助成制度
内 容	<p>新增設のために新たに取得した資産(土地、建物、償却資産)に対し賦課された固定資産税及び都市計画税に相当する額を交付 【交付期間:5年間】</p>	<p>前年度の水道料金の算定に係るそれぞれの2ヵ月分の使用水量のうち、2,000立方メートルを超える使用水量を合計した使用水量に対し、1立方メートルにつき50円を乗じて得た額を交付 【限度額及び措置期間の制限なし】</p>
対象地域	市内全域	市内全域
対象業種	<p>新增設する建物内で、日本標準産業分類による以下の経済活動を行っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・情報サービス業 ・学術・開発研究機関 ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・こん包業 	<p>操業している建物内で、日本標準産業分類による以下の経済活動を行っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・情報サービス業 ・学術・開発研究機関
要 件	<p>以下の要件を全て満たしていること。</p> <p>①新增設のために新たに取得した資産(土地、建物、償却資産)の固定資産の評価額が、当該建物において事業を開始した日以後最初に固定資産税が賦課された年度において2億円以上であること。 ※土地は取得の翌日から1年以内に建物の建設着手があったものに限る。 ※償却資産は新增設のために新たに取得したもので、新增設した建物内に設置するものに限る。 ※年度をまたいで固定資産評価額が2億円以上となる場合は対象外 ※償却資産のみ取得の場合は対象外</p> <p>②市税、水道料金等市に納める徴収金を滞納していないこと。</p>	<p>以下の要件を全て満たしていること。</p> <p>①市から1年以上継続して給水を受けていること。</p> <p>②事業を廃止し、若しくは休止していないこと、又はそのいずれかの見込みがないこと。</p> <p>③前年度分の水道料金の算定に係るいずれかの2ヵ月分の使用水量が2,000立方メートルを超えていること。</p> <p>④市税及び水道料金を滞納していないこと。</p>
根拠法令	加東市企業立地促進条例(H28.4.1施行)	加東市工場等操業継続支援等助成金交付条例(H26.4.1施行)